

特別管理産業廃棄物処分業の審査基準

(令和3年4月1日制定)

- 1 申請書について、次の事項に適合すること。
 - (1) 2部(正本、写し)そろっていること。
 - (2) 申請年月日及び記載事項の記入もれはないこと。
 - (3) 法人にあっては、代表者氏名が記載されていること又は申請者が代表権を有していない場合には代表者の委任状が添付されていること。
 - (4) 所定の書類及び添付書類が完備していること。
- 2 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。
 - (1) 施設に係る基準
 - ア 中間処理を業として行う場合
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。)第10条の17第1号イで定める基準のほか、以下の基準に適合していること。
 - (ア) 事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の継続的な使用権限があること。
 - (イ) 事業の用に供する施設の場所(保管の場所を含む。)の土地の使用について、土地所有者の承諾が得られること。
 - (ウ) その他、特別管理産業廃棄物処理基準及び一宮市産業廃棄物適正処理指導要綱に規定する基準適合していること。
 - イ 埋立処分を業として行う場合
施行規則第10条の17第2号イ(1)で定める基準のほか、以下の基準に適合していること。
 - (ア) 事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の継続的な使用権限があること。
 - (イ) 事業の用に供する施設の場所(保管の場所を含む。)の土地の使用について、土地所有者の承諾が得られること。
 - (ウ) その他、特別管理産業廃棄物処理基準及び一宮市産業廃棄物適正処理指導要綱に規定する基準に適合していること。
 - (2) 申請者の能力に係る基準
 - ア 次に掲げる者が(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(東京都千代田区二番町3番地)が実施する特別管理産業廃棄物の処分に関する講習(新規許可申請の場合は原則として新規許可講習とし、更新許可申請及び変更許可申請の場合は新規許可講習又は更新許可講習とする)を修了した者であること。
 - (ア) 申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員(監査役を除く。)又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。)第6条の10に規定する使用人(業を行おうとする区域における処分業に係る契約を締結する権限を有する場合に限る。)
 - (イ) 申請者が個人である場合には、当該者又は施行令第6条の10に規定する使用人(業を行おうとする区域における処分業に係る契約を締結する権限を有する場合に限る。)

イ 前項の講習については、次に掲げるものを有効とする。

(ア) 新規許可申請の場合

a 新規許可講習

許可申請の日から起算して5年前の日までの間に修了したもの

b 更新許可講習（他の行政庁で既に特別管理産業廃棄物の処分業の許可を取得している場合、又は、既に特別管理産業廃棄物の処分業の許可を取得している個人事業者が法人化する場合であって同一の者が講習を受講した場合に限る。）
許可申請の日から起算して5年前の日までの間に修了したもの

(イ) 更新許可申請の場合

新規許可講習及び更新許可講習許可の有効期限の翌日から起算して5年前の日（当日を含む。）から許可の有効期限の日までの間に修了したもの。ただし、直前の更新許可申請で修了したものを除く。

(ウ) 変更許可申請の場合

直前の許可申請で修了したもの、又は直前の許可申請後に修了したもの

ウ 感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の中間処理又は埋立処分に当たり必要な性状の分析を行う者が、特別管理産業廃棄物について十分な知識及び技能を有すること。

3 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

4 法第14条第5項第2号イによる第7条第5項第4号チに規定する「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者」（おそれ条項）の適用については、以下のいずれかに該当する場合であること。

(1) 過去において、繰り返し許可の取消し処分を受けている場合

(2) 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、施行令第4条の6各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合等）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合

(3) 前号に掲げる法令のうち生活環境の保全を目的とする法令又はこれらの法令に基づく処分に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している場合

(4) 廃棄物処理業務に関連して他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられている場合

(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している場合

(6) 暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合

(7) その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待しえないと認められる場合